

「医療法人社団健和会 函館おおむら整形外科病院 訪問リハビリテーション」
指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団健和会が開設する函館おおむら整形外科病院が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態に認定された者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 函館おおむら整形外科病院が実施する指定訪問リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

4 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人格の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を行う等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人社団健和会 函館おおむら整形外科病院
訪問リハビリテーションおおむら
- (2) 所在地 函館市石川町 125 番地 1
T E L 0138-47-3232
F A X 0138-47-1333

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師（管理者） 1名（常勤兼務）
- (2) 医師 1名以上（常勤兼務）
- (3) 理学療法士、作業療法士 1名以上（常勤兼務）
- (4) 職務内容

①管理者は、指定訪問リハビリテーション等に携わる理学療法士・作業療法士（以下、理学療法士等）の総括管理、指導を行う。

②医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。加えて、指定訪問リハビリテーション等の計画策定を理学療法士等と共同して作成するとともに、指定訪問リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。

③理学療法士等は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

(営業日)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
月曜日から金曜日 午前9時00分～午後5時00分
土曜日 午前9時00分～午前11時30分
日曜日、祝祭日、12月31日～1月3日を除く。

(営業時間)

第7条 営業時間は午前9時00分～午後5時00分
土曜日午前9時00分～午前11時30分までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の提供方法)

第8条 指定訪問リハビリテーション等の実施に当たっては、訪問リハビリテーションの指示書、リハビリテーション実施計画書に基づき理学療法士等が訪問し、在宅において機能訓練、介護指導、住宅改修相談等のサービスを提供する。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第9条 利用者に対する訪問リハビリテーション等の内容については、次のとおりとする。
(1) 医師の指示に基づき、病状の観察を行う。
(2) 機能訓練によるリハビリテーションを行う。
(3) 利用者の家族に対し、介護指導、住宅改修相談等を行う。

(利用料)

第10条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省の定めるところによるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に明記された自己負担割合の額とする。

(その他の利用料)

第11条 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費については、その実費を徴収する。
・自動車の場合：①事業の実施地域を越えてから往復10km未満 100円
②事業の実施地域を越えてから往復10km以上 500円
2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
3 各種証明書が必要な場合は、別途文書代を徴収する。

(領収書の交付)

第12条 利用料及びその他の利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書を利用者へ交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の実施地域は、函館市、北斗市、七飯町とする。

(衛生管理)

第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2 事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、以下の措置を講じるものとする。
(1) 事業における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね年2回開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底する。
(2) 事業における感染症の予防及びまん延防止のため指針を整備する。
(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修等を定期的に開催する。

(緊急時等における対応方法)

- 第15条 理学療法士等は、現に訪問リハビリテーションを行っているときに利用者に病状の急変等生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、前項の状況及び対応について記録するものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第16条 指定訪問リハビリテーション等に係る苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な処置を講じるものとする。
- 2 事業所は、前項の状況及び対応について当該市町村や国民健康保険団体連合会からの照会や調査に応じるとともに、指導及び助言に従い必要な改善を行うものとする。

(権利擁護に関する措置)

- 第17条 事業所は、職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化などの必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底する。
 - (2) 事業における虐待防止のため指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修等を定期的で開催する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下、業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修等を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は函館おおむら整形外科病院が定めるものとする。

付則 この規程は平成27年7月1日施行する。
この規程は平成27年8月1日施行する。
この規程は平成28年1月1日施行する。

この規程は平成 28 年 2 月 16 日施行する。
この規定は平成 28 年 6 月 1 日施行する。
この規定は平成 28 年 9 月 20 日施行する。
この規定は平成 29 年 4 月 1 日施行する。
この規定は平成 30 年 4 月 1 日施行する。
この規定は平成 30 年 6 月 15 日施行する。
この規定は平成 30 年 12 月 1 日施行する。
この規定は平成 31 年 1 月 16 日施行する。
この規定は令和 2 年 2 月 18 日施行する。
この規定は令和 4 年 7 月 1 日施行する。
この規定は令和 6 年 5 月 7 日施行する。